

## 「放置された子ども」 (3)

古 田 榮 作

### △はじめに▽

「教育の荒廢」なる語が巷間を賑わすようになってから既に久しい。今日では、「教育の荒廢」を特色づける諸現象が多発、深刻化するようになり、「教育に関係した社会病理」として「教育病理」として位置づけられてきている。

この「教育病理」の中心となるものは、一つは児童・生徒の基礎学力の低下であり、もう一つは非力の激増である。

日教組・国民教育研究所の「教育課程改善のための学力実態調査——その結果と分析」(一九七六年五月)は、①その学年にふさわしいだけの、読み・書き、計算の力が十分でなく、一〇年前、二〇年前とくらべても平均が低下してきている。②できる子とできない子のあいだの格差がひろがっている。③学年進行にもなつて、学力が伸びていない。④学年進行にもなつて、勉強嫌いが増えている。⑤できていても、必ずしもわかっていない。などの実態をあきらかにした。<sup>①</sup>

日教組・国民教育研究所の実態調査の示すものは、学校教育の教授上の効率、①時間系列の面で、②年齢系列の面で、全体的に低下し、人間の格差の拡大と、問題処理能力と理解力との不一致を産み、学校での学習が嫌われ、文字通り「勉強イヤイヤ」苦業としての「勉強」となり、学習の成果が生活との結びつきを欠いた所で達成されていることを示している。

こうした基礎学力の低下と、諸外国に類例のない「受験競争」が、「落ちこぼれ」、「落ちこぼし」、「校内暴力」、学校ぎらい、登校拒否等の現象として出現している。

他方、非行の激増は、触法少年を含む、刑法犯で補導された補導少年数が成人の刑法犯検挙人員を上回り、戦後「第三の非行の波」の緩慢な

「放置された子ども」

「放置された子ども」

上昇傾向にある、ピークに達している。近年の少年非行の性格と特徴は、①欲望を満たす上での衝動的、即行的性格、②性犯罪やシンナー遊び、暴走族などその欲望が食うため、生きるためのものではなく享樂的性格、③欲望をたんに満足させるにとどまらない非行犯行の過剰性、④低年齢化と集団性、⑤家庭内暴力や校内暴力にみられる攻撃的・暴力的性格、⑥暴力崇拜と民主主義、人格を否定するファシズム性などが指摘されている。②。こうした性格上の特徴とともに、非行少年の家庭・経済条件も、両親とも存在し、経済的に中・上層の家庭が少なくないという、非行の「一般化」「中流化」現象も指摘され、被検挙少年の知的側面から資質上の問題も特に著しいものはないと指摘されている。③。

こうした、子どもの基礎学力の低下と非行の背景に、高度の社会的生産力のもとで、国民に提供される生活手段が全面的に商品化されるにいたったこと、さらにいえば、この生活手段の全面的商品化をつうじて、資本が労働の場だけでなく生活の場においても労働者国民の全人格を支配しコントロールするにいたったことがあり、子どもたちの人格・能力の発達手段である教育が子どもたちの人格・能力の一面化と破壊を生みだしていると指摘されている。

(1)

子どもをめぐる状況の上述のような中にあって異常な対応策が講ぜられてもいる。

小中高生の名簿等警察への提供  
(共同通信 全国調査) 状況

		校 数	内容(名簿外のもの)
1	青 森	弘前市 小中43	
2	宮 城	高40	写真
3	秋 田	小3、中11、高39	写真、職業(保)
4	山 形	高(数は不明)	
5	福 島	高(ほとんど)	職業
6	茨 城	高(10以内)	写真
7	富 山	中(数校)、高(ほとんど)	〃
8	長 野	小(数校)26、中26、高31	
9	岐 阜	中(30%)、高(60%)	
10	静 岡	小179、中79、高20	写真
11	愛 知	中50、高20数校	
12	三 重	中37、高14	
13	滋 賀	高5~6	
14	鳥 取	中(一部)、高28	職業(保)、出身校
15	しまね	中高60	職業
16	岡 山	中高(ほとんど)	写真、通学路
17	香 川	〃	
18	佐 賀	中3、高33	
19	長 崎	高 〃	
20	鹿児島	高3	職業

「学警協力体制」<sup>③</sup>とも言うべき、学校（ないしは教育委員会）と警察との間の「協力」体制であり、青少年の逸脱行動への監視における、日常的な情報交換である。

表は、去る七月二日に共同通信社が発表した全国調査の結果である。47都道府県中、20県で、「非行対策」として、児童・生徒の名簿などが警察に提供されている。小学生から高校に至るまで、「人格の完成」を目的とする教育の手から、「社会的逸脱行為の権力による抑制」を事とする警察の手に子ども委ね、青年期におこる現象としての逸脱を、人格完成への一つの発展的契機と捉えられない状況である。

表に示されるように、名簿の他に提供されるものが、顔写真であり、保護者の職業であり、出身校や通学路であることは、逸脱の事前防止である以前に、「逸脱者の確認」と逸脱行為の社会的背景を、ないしは逸脱者の出身社会を把握し逸脱を個人から所属集団、出身社会に帰因せしめ、所属集団、出身社会を、逸脱頻発の集団、社会として印象づけ、「社会防衛」の名目の下に、取締りに力を注入することとなっている。

問題とされるべきは、学校や教育委員会が「非行」の多発に悩み、教育本来の目的を忘れ、短絡的に個々の「非行」に対処しようとする姿勢である。また、児童・生徒の発達を保障し、民主的で平和的な社会の担い手として育てあげようとする意識の欠如であり、子どもの人格を重んじ、その人権を保障する意識の欠如である。

より具体的に考えれば、この「学警協力」体制の基礎に横たわる法感覚ないしは法意識が、「公共の福祉」を名目に、人権を軽視ないしは無視し、子どもを法的に完全に無能力者と見做し、子どもが人格や人権を所有する存在であることを否定しようとするものである。教育が「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として」、子どもの発達を保障する事を目的とする以上、子どもは人格をもつ存在として位置づけられねばならず、将来の「民主的・文化的な国家」の担い手、平和的な国家及び社会の形成者たれるよう教育されるべきであり、彼らへの対応は人格的存在として行なわれるべきであり、民主的・文化的・平和的な国家の不可欠の一員として扱われるべきである。即ち、教育の目的である国家像・社会像に合致する形での子どもの位置づけがなされ、民主的・文化的・平和的な社会の担い手となるべく指導されねばならず、子どもが民主的社会的の担い手たれる指導は、社会のあり方への反映として、子どもを社会の不可欠の構成員と認めることから出発すべきである。それは、子どもへの人間的対処を要求するし、民主的社会的の要求する行動様式をふまえてなされるべきである。

仮に万一、「社会防衛」の必要上、「公共の福祉」を名目とした、人権の制約を認めるとしても、それは「法律の定める手続き」を経て行な

「放置された子ども」

「放置された子ども」

われるべきである。(例えば小年法で定める少年審判における附添人制度がほとんど活用されていない。一般保護事件総数に対する附添人をおいての審判はわずか一割前後であり、国選附添人制度の欠如附添人の地位と権限が十分に明確化されていないこと、弁護士である附添人でさえも少年手続に十分通じていないことなどが指摘されている。山口幸男「現代の非行問題」参照)

警察へ学校・教育委員会を通じて提出された、子どもと保護者の名簿、写真、保護者の職業等の情報は、学校が教育上の必要から蒐集したものであり、保護者や児童・生徒は情報の提供に際して、この情報が教育以外に転用されることを予期さえしていないものであり、一括提出という方法を考えると、児童・生徒やその保護者の同意が得られたものとは考えられない。

更に、国公立学校ないし教育委員会の生活指導担当者が公務員であることを考えれば、国家公務員法第百条、地方公務員法第三十四条に規定する「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」という、公務員の守秘義務に対して背違しているとの意識も稀薄であることは明白である。

その中で、PTAの会員名簿を提供されていることも異常である。児童・生徒の福祉を増進し、父母の成人教育を盛んにし、民主的教育を理解・推進し、児童生徒の発達を保障するための父母と教師、地域社会と学校の協力の促進、学校の教育的環境の整備、児童生徒の補導・保護および福祉に関する法の実施、公費による適正な公立学校の維持、地域の社会教育の振興、国際親善をその活動目的として発足した、社会教育団体としてのPTAが、その本来的かつ特有の活動目的である、児童生徒の発達を保障するための教師と父母、地域社会と学校の協力の推進から、学校の教育施設整備のための後援会的組織と化し、教師が教育にかかわる専門家として、そのイニシアティブを確保し、教師側代表委員をして、学校の教育方針の下達機関ないしは協力機関と化していることを反映している。

PTA会員名簿は、PTAの活動の一環として作成されたものであり、会員相互の親睦を深め、活動上の必要に応じて会員に便宜を計ろうとするものであり、会員たる保護者が参加しえない機会に提供されていることも、教師がPTAを一つの組織として、また社会教育団体として把握しえず、「子どもの健全育成」の美名のもとに利用しようとしている端緒を現わすものといえよう。

(2)

今年の正月頃から、大阪を中心として、「ヤンキーのいちゃんのうた」<sup>⑤</sup>なる奇妙な歌が流行した。

大阪弁で「ヤンキー」と呼ばれる少年達の行動、様態を取り上げたものである。

こうした歌が流行するように、盛り場付近を中心として、「ヤンキー」スタイルの少年が、集団でたむろしている光景をしばしば見かける。「ヤンキー」スタイルの少年達（少女達も含めて）は総じて、顔色もすぐれず、気怠そうな様子で、数人以上の集団で所在なげに、街角を通り行く人々に、うさんくさそうに視線を投げつける。

通りかかりの人々が彼等を無視して通り去る事は氣にとめないが、視線を合わせてから通り過ぎようとする、彼等の方から、行動を共にしたいのか、行先や行動目的を問うことさえある。

人目につきやすい（より正確には、道行く人々にとっては、目障りな集団としてしか映らないであろうが）服装で、集団で「ヤンキーすわり」なる、くずれた蹲居の姿勢で往來の一角を占拠する彼らは、自分達に少しでも関心をもつ人々に対して、彼ら特有のイントネーションで、関わりをもちたいとの意志表示を行なう。彼等への不快感や嫌悪感が察せられれば、猛然と反撓し、攻撃的行動に移ることも少なくない。

彼らは、自分達に関心を寄せる人が通りかかるのを、ただひたすら待ち望み、関心を寄せた人と一時でも行動を共にしたいと希っていると思われる。

「ヤンキーのにいちゃん」の歌が、描いた「ヤンキー」像は、

- ① 運動能力が優れず、体力・体格に自信を持っているとはいえない。（むしろ、体力や運動能力に対して劣等感を抱いている）
- ② 他人から注目されたいとの意識が強く、注目を集めるために特異な服装や行動・姿勢を躊躇なくとることができる。
- ③ 単独で行動することが少なく、集団的に行動しようとする。「ヤンキー・スタイル」をとるときは、ほとんど「ヤンキー集団」として行動する。「ヤンキー集団」として行動する時には、ことさら、自己の存在を強調したがる傾向がある。彼等は、「ヤンキー集団」として、自己を発見しているかのように、集団の中に自己のアイデンティティを求め、確かめているようである。

④ スピードや車に対して強い関心を示す。しかし、多くの者は体力と運動能力に自信を持っていないので、年長の者を除けば、原動機付自転車といわれる、バイクを愛用する。

スピードへの関心も、自分の体力や運動能力のために、ある程度自制されているようである。自制による、スピードへの関心の抑制の補償と

「放置された子ども」

「放置された子ども」

して、彼等に特有の乗り方が案出されているのでなかるうか。彼らは、可能な限り膝を張り出し、両足で二等辺三角形を形造るスタイルでバイクで駆け廻る。スピードを断念する代償として、彼らなりに「カッコウ」をつけているときえ思われる。

⑤ 非活動的である。「ヤンキー集団」の中では、ピンヒールと呼ばれる、きゃしゃな、ラメ入りの婦人用のサンダルが愛用されている。低いとは言いがたいピール付きの、婦人用のサンダルを履く彼らの足許は、安定しているとはいえず、その上、「ヤンキー集団」を形成している時は彼らは、休息の姿勢である蹲居をくずしたポーズを取っている。

足許を不安定にした上で、休息の姿勢を取っている以上、直ちに別の行動へ移ることは極めて困難である。機敏な行動を要求することは無駄であり、傍からはダラダラと行動しているとしか映らない。

集団で街角にたむろし、好意的に迎える人の通り過ぎるのを待つ彼らの、懶気な働きかけは、「何処行くの?」、「何するの?」という言葉が発することであり、自発的・自主的に行動を起こし難い姿を描かせる。

集団の中にこそ安住感を発見するものの、その中で何かを意識的に追求しえない彼らであり、受動的な行動様式から離れられない集団の構成員であり、集団の帰属性もさして深いものとはなりえない。

総じて把えれば、「ヤンキー」は、体力や運動能力に劣等感を抱き、他人から注目されたいとの意識をもちながら、これといった行動をとれない、また一人であることにさみしさを感じる若者であり、異様なよそおいとしぐさ中に、また同類を求める中に安堵を見出している者といえよう。「ヤンキー・スタイル」が、ファッションとして登場しているとしても、このファッションへの同調は、自己の積極的な主張というよりもむしろ社会的圧力からの回避として行なわれるように思われる。

「ヤンキー」と呼ばれる者の多くは、中学生・高校生であり、社会人であってもその年齢にあたる者がほとんどである。中学生・高校生の場合、「輪切り」教育とさえ評される、学業上の順位づけがそのまま人格的評価となる状況下において、好ましい評価を与えられず、学校の中で自己実現に成功できなかった者がほとんどである。自己実現の方途として選ばれたものが、「ヤンキー・スタイル」であり、それゆえに、気力もなく、感動もせず、他人に対して迷惑を感じさせている意識も欠ける行動を平然となしうるのであり、ただ自らが安ぎを得られる世界に懸命になって浸ろうとしているのである。だが、集団を形成する構成員がひたすら集団への帰属に安堵を求めるだけで、集団の規律を作り上げるこ

とは困難であり、強いて規律を求めようとすると集団そのものが崩壊しかねない。だから、「ヤンキー集団」が、個々の「ヤンキー」にとって心の拠り所となりえず、自己実現の方速が発見されれば、足を洗うこととなってしまいうしろものである。

いわば、学校や社会の重圧からの一時的逃避として登場しているのが、「ヤンキー・ファッション」であり、学校や社会に対して積極的に異議申し立てを行なえない者が趨る行動形態としていえるよう。

(3)

「ヤンキー」に象徴される青年の行動は、学校や社会に対する、無意識的にとられる、ネガティブで、逃避的な異議申し立てを考えられる。これに対し、明確に現われる異議申し立てがなされているであろうか。

残念ながら、ポジティブな形で提起される異議申し立ては稀少になっているようである。

「ジュリスト」が企画した座談会<sup>⑥</sup>での発言を素材に、青年の成人社会への異議を検討してみたい。

残念乍ら、座談会への出席者の制約もあって、成人社会の異議が、中学教育の異議となってしまうている。

提出された主たる異議は、子どもへの評価が一律的であり、個人を正しく見ていないというもの、教師が何を基準として人格的評価を下しているかというもの、勉強が差別の道具とされてはされないかとするもの、更には自己に忠実なものこそ「ツツパリ」に趨ったり、「非行」へと趨ったりするのではなからうかとするもの、学校が二重人格を作るものでなからうかという疑問、学校ではたてまえを重視する管理主義に流れ、教師集団の管理の枠内からはみ出すものにやたらレッテル、それも否定的なレッテルをはりたがるものではないかという主張、更には自分達の管理の網の中にいようとすものだけを教育の対象とし、そこからはみだそうとするものを無視しようとしているのではなからうかとの疑念、自分達の管理の枠内にいる「ブリッコ」だけに進学之路を与えてやるとの教師の独断的姿勢に示される教師の姑息な態度への疑問、規格品を敢えて評価しようとする教師への批判、修学旅行時に極端に現われる教師の指示への従順性の強要への疑問、子どもへの愛情を感じられない教師の姿・・・老人の愚痴の如く、底無し沼の如く、次から次へと提出される。

座談会の出席者の提出する疑念・異議・批判は、中学校の予備校化した姿であり、それを前提とする進路（とりわけ進学）に関わったの教師

「放置された子ども」

「放置された子ども」

の指導であり、すべての子どもの進路を強い指示を与える教師への反撓であり、輪切りの進路指導に象徴される、中学校での教育への批判であり、私学への進学者が増えることを心秘かに願う小学校教師への反撓である。

座談会の司会者が「内申書裁判」の原告であることもあってか、内申書に関わる、とりわけ、裁判の争点となった、学業以外の面での教師の評価が、座談会の一つのテーマとなり、「最高の非行は、政治的行動である」との発言さえ飛び出す、彼らの抱く疑念や主張が、他人の支持によって集団の意志と発展していくのではなく、感覚的レベルでの批判にとどまり、個人の抱く感慨に終ってしまっている。他人から見れば、学校になじめない（出席者の中には、登校拒否傾向にある者もいる）子ども達の、学校のもつ重圧や受験に対するある種の恐怖を、「ツヨガリ」で対処しようとしているとしか映らない。

学校教育、とりわけ中学校教育に対する、ナイーブな感覚でとらえられた子ども達の異議は、集団的な意見と発展しえず、その学校への発現は、したがって弱々しい、病理的現象となってしまう。それ故、感覚的なレベルでの異議は、とぎすまされた感覚で生まれたものであるが、異議申し立てへと発展しがたいものである。

(4)

子ども達の社会に対する、とくに現に受けている中学校教育に対する、反撓や感覚的レベルの、個人的な異議は、反撓や異議として扱えられるだけで、社会への批判として自らの要求として発展してゆく傾きをもたないものである。

漠然とした形で提起されるレベルを越えられない、反撓や異議、その発現形態として、奇怪なファッションや、対教師暴力、生徒間暴力、校内の器物破損という校内暴力等の現象をもたらすが、こうした現象は、やるせない忿懣を人間や器物にぶつけたり、自己に対して他人のかかわりが稀薄であると感じる者が、同類のものの中に身をゆだね、群れを形成し、群れへの同化を示す、ファッションやしぐさを採る中での安堵感を見出すことで、自己の安らぎを得てしまう、行きどまりの現象である。

忿懣や疎外感が、学校や社会による、彼らの自己実現への障害となっても、その障害をはねのけられる方途を模索し、障害の原因を論理的・科学的に究明しようとする意志や努力が発現しない。

非行や校内暴力が発生する教育現場での子どもの問題状況にある中学校教師は、子どもの自分本位性と幼児性にあるとした上で、子どもの発達体験の不足と小学校における自治活動の弱さを挙げつつ、次のように提示している。<sup>⑦</sup>

本やノートが入っていないため、ペしゃんこになった鞆に象徴される授業への準備不足、学習への無関心、授業中での私語、離席、その延長としての「渡り鳥」行為、いじめを回避するための休憩時間での職員室近辺への寄り付き、更にはトランジスタラジオの教室内への持ち込み、ポリウムを上げての聴取、エスケープへと進み、器物破壊、公然たる喫煙、飲酒に勢いを得ての職員室への殴り込み、放送室の占拠と校内放送の乱用に至り、学校運営そのものにまで影響を及ぼし、学校管理が困難になる所までいってしまう。他の面ではクラブ活動の対外試合では出ると敗けの状況であり、個々の生活技術的な拙さもあり、教室や校庭を美しく、使いやすいように保とうとさえしない状況にある。

権威に反抗し、ひらき直りにより自らの安住の場を求めようとする一方で、何となくかたまっていたいと群れをなしているが、群れの中でも平然と裏切りに趨り、統制や規律に対して群れの内でも外でも強く反撥する。

高校生の場合でも、なんとほなしに高校に入学してしまい、リーダー・シップを探ろうとする者も、その能力をもつ者も、資質的にリーダーになりうる者も見つけにくい状況にあるとさえいわれている。

学力の問題が、拡張されて人格上の歪みとなってあらわれ、自治活動の経験不足もあってか、短絡的・暴力的行為に流れてしまう。

また、短絡的・暴力的行為について、何が原因であり、自分は何を望んでいるかを系統的に話し、相手に理解を得ることができず、断片的で、結論部分だけを突出させる非難しかできないでいる子どもが極めて多くなっている。

また、こうした短絡的・暴力的行為に趨りがちな子ども達が、ナイーブな傾向のある、正義感のある子どもに対して「ブリッコ」とからかい、その感覚や理性が集団で支持されないよう、執拗に攻撃し、孤立化させようとし、短絡的・暴力的行為が許容されるような雰囲気形成に血道をあげていることである。「正義感」の旺盛な子ども、ナイーブな子どもが、半ばふざけ気味の短絡的・暴力的行為に傾斜しがちの、それでいてまわりのものからそれなりの支持を集める子どものために、からかわれ、さげすまれて、周囲から孤立させられ、「自分の意見や要求を、ねばり強く主張すること」を有効な手段として貫き通せず、沈黙したり、短絡的・暴力的行為の傾きに暗黙的了解を与えて、自分の苦境からの脱出を行ない、子どもたちの中の「正義感」やナイーブな感性による異常の克服の道が断たれてしまおうとしている。

「放置された子ども」

「放置された子ども」

教育現場で「呆気にとられる」とされ、「わからない」と嘆かれる子どもの状況が、低学力を背景に、学校のもつ「成人社会への適応のための準備としての過重な強要」を通じて、子どもが自我を確立していくことを積極的に求めることすら奪いつつあるように思われる。

日本の学校制度は、その根底に、「成績主義」ならぬ「出席主義」なる、原則を採用しており、教育上の、より適切には、教師側の、論理を優先させる、一斉授業方式を採る。この方式は、歴年齢による学習集団の形成させ、生活水準や学力の差異を前提とする集団の交わりの中で、社会的な縮図としての学校社会を形成していく民主的なものである。しかし、民主主義の確立は、個人としての尊重とともに、無知からの解放によって可能であり、且つ知ることを通じて、他の人々との交流を深め、また他の人々との対立を論理を通じて解消・止場へと向かわべき可能性を信じることを基底にしている。

この差異を認め、差異を越えての諸個人の有機的連関を形成しようとする、社会的要請を実現しうるのは、差異を適確に知り、差異そのものが諸個人の人格そのものへの評価へとつながらず、人格の発展的契機へのインパクトとなり、社会が人格の発展を、縮図の中ばかりでなく、全体社会としても支えうるものであることを予め描いている。

しかし、これまで取り上げてきた、中学生や高校生・もしくはその世代の若者たちは、自らの状況・要求・主張を適確に把握できず、表現できないために、自己の同化を異様なファッションの群れに求めたり、攻撃的・短絡的・暴力的行動に趨いたり、「自己防衛」のためにより有効な権威への追従に流れたりしている。

こうした子どもは、大人の側から、指導的姿勢を明確にした上で、個別に対応すれば、拙いながらも、断片的であるが、自己表現を試みようとするのである。

残念乍ら、こうした子どもたちへの、現実の指導は、子ども達が問題行動を起こした時になされるのが通例であり、子ども達も、興奮し、敵意を漲らして、指導を受け、心の平静な状況であれば、開かれるはずの心の窓も堅く閉ざされてしまうのであり、適確な自己表現力に欠ける子ども達は、結果的に「問題児」の烙印を押されて、その後の行動に監視の目が張りめぐらされ、教師への敵意が強められるだけの結末となる。

監視の目が張りめぐらされる中で、「問題児」の烙印を押された子どもが、ごく当然の欲求として、それなりの自己批判に伴う、勉学への意欲を示し、努力の効あって期待されている以上の成績をあげても、その成績が正当に評価されず、不正行為（カンニング）によるものではない

かと疑われ、努力が酬いられないことから、よりエスカレートした行為へと進んでいってしまう。

また、他方で、子どものふざけを過大に評価し、ふざけとして処理したり、個人的に指導するのではなく、悪意を秘めた行動として、「教育的」に処理しようとする。「教育的に処理」しようとする教師の意図は、教室内での集団の指導へとつながるとともに、家庭との連携を急に深めようとし、学校への親の呼び出しなどを行なう。

悪戯じみたふざけが、「教育的に処理」を加えられる中で、ふざけの意味は解明されうるが、本人の意図から全く離れた所での、教師側の積極的解釈が、自我の目覚めはじめた少年期の子どもを心深く傷つけ、子どもを再起不能に陥るところにまで至ったり、子どもの成育歴を無視した上での、指導に流れることもしばしばである。

「教育的配慮」が、実のところ「教育的虐待」に化してしまうのは、人格的存在として子どもを把握しえないことを基盤としながらも、「出席主義」に依る進級・卒業観、更にはこれらの上に立つ一斉授業観を背景に背負うものといえよう。

新幹線授業と酷評を受ける、今日の断片的知識の注入の場と化した一斉授業は、学習指導要領の相次ぐ改訂とその拘束性の強化、更には教科書検定の強化などのために、わかることに力点を置くのではなく、済ますことに力点を与えているかに思われる。換言すれば、「落ちこぼれ」の発生よりも、教材、教育内容の未消化を留意せざるを得ない状況を、学習指導要領の改訂がもたらしたのではなからうか。

学習と新しい経験への希望が、就学前の生活経験の不足による、生活技術の未習得とともに遊びを遊びとして楽しんでいない状況の中で、こうした形式的に進められて行く授業の中で、何時しか消えていってしまう。

文部省は、「非行」、「落ちこぼれ」問題の頻発の中で、「ゆとりの時間」を設定したが、学習時間を削減した上で、ほんとうに「ゆとり」を産み出す時間は可能になる訳でもない。学習内容の精選を口にするのは容易いが、学習内容を拘束力をもたせて提示される教師にとっても、子どもにとってはなおさらであるが、精選しえないものであろう。

教師が「落ちこぼれ」の発生を容認しつつ授業を進める背景については、これ以上言を要さないと思う。教師は、社会（つまり、主権者）から委託を受けて教育に当たっている。社会からの教師への委託は、教師の教育に対する専門性に因るものであるが、教育が人格の完成を目的として、社会的に要求されるものであり、人格の完成と民主的・文化的な社会の形成者の育成が有機的に結合されるべきである限り、教師が社会か

「放置された子ども」

「放置された子ども」

ら委託された権限・権能は、社会の目標としての民主的・文化的・平和的な社会の形成のために用いられねばならない。だから、教師は権威をもって生徒を指導する限り、その権威は、社会の要請に、とりわけ、民主的・文化的・平和的な社会の形成の要請に帰因するものであり、指導の原則として、民主的・文化的・平和的な社会の形成者たるにふさわしいものでなければならぬ。それは、子どもを人格的存在と位置づけ、法律的手続をふまえた上で、暴力的・威嚇的手段を採用せず、口頭による説得と、指導の成果を子どもが十分に味える方法でなされねばならない。また、教師が子どもを指導できる、社会から委託され、かつ社会から保障されている権威が、社会の要請に応えうると認められた能力、ないし専門的力量によるものである。それは、子どもの発達を援助し、子どもの力を開花させるばかりでなく、社会の正義を体现するものとして、指導にあたることを要求する。即ち、指導が、学習指導であれ、生活指導においてであれ、社会的正義の実現をもたらすことが期待されている。

(5)

「増税なき財政再建」を緊急課題として、「活用ある福祉社会の実現」と「国際社会に対する貢献」を目標とし、国際環境と社会構造の急速な変化に機動的・弾力的に対応できる方向で、行政需要とそれを充足すべき財政収入の間に存在するギャップを解消し、政府と民間、国と地方との適正な機能分担の下での「簡素で効率的な政府」の実現へと向い、効率的で無駄のない政府」の実現による、国民の政府に対する信頼を確保を目指す、政府行政の確立を模索する「行政改革」が第二臨次行政調査会の発足、答申、その国家予算への反映を通じて進行しつつある。

第二次臨時行政調査会が主導する、「行政改革」は、「国家と国民を合わせた国全体の歩みを、より望ましい方向に変えていこう」との目標の下で、民間の創造的活力を活用し、わが国の社会の特性である個人の自立・自助の精神に立脚した家庭や近隣、職場や地域社会での連帯を基礎としつつ、効率の良い政府が適正な負担の下に福祉の充実を図りつつ、行財政の惰性的運用を克服し、新しい国民的、国家的課題を担いうるような行政システムの創出を行なおうとするものであり、行政の責任領域の見直しとそれに基づく、政府の果たすべき役割の明確化を求めている。

『『大きな政府』は、それ自体として、国民の自由な活動を圧殺し、不効率を助長し、インフレを高進させることによって、かえって国民

生活の安定を脅かし、社会を停滞させる」とし、したがって、行政改革の究極的な目的は、『小さな政府』の実現にある」との見解<sup>⑨</sup>をえ出されるように、行政の守備範囲を縮小する方向で出されるものであり、ここでは行政の最小限度の役割として、①国内秩序（政治的・法的・経済的）の維持、②外交（国防を含む）、③教育（義務教育をその最大のものとす）、④学術・文化・技術の維持・発展、⑤公共施設（全国的かつ巨額の資金を要するもの）の建設、⑥国有財産・資源の維持・管理・活用、⑦困窮者の生活保険、⑧その他国事を遂行する上に必要であり、かつ民間が実施するには不適當である業務が掲げられている。それゆえに、縮減すべき業務は民間に委託されるべきであり、過渡的手段として「独立採算制」を採用すべきであるとしている。この見解は教育に関連して、「今日の経済的・社会的状態の中で、現在のような大学制度は妥当なものと認めていいのか」と疑問を投げかけてもいる。

「行政改革」が、「活用ある福祉社会の実現」と「国際社会に対する貢献」を目標と定め、「変化への対応」、「簡素化、効率化」と「信頼性の確保」を通じてこの目標を実現する方向性を追求しようとしている。「変化への対応」では、払拭すべき旧来の傾向として、経済活動に対する保護的基調や国際社会への受身の対応を例示し、行財政の硬直化要因として排除すべきものとし、「簡素化・効率化」では、重要性の薄れた公的関与の見直しの必要と国民負担の適正な増加を認め、効率的で無駄のない、公正で民主的な運営の行なわれる政府の実現によって、「信頼性の確保」を図ろうとしている。明示的に換言すれば、政府の補助金や後援を頼りにする経済活動を改め、何もかも公的裏付けをもつものによる過大な権威を認めず、応分の負担を応じ、効率的で無駄をもたない、公正で民主的な政府を造り上げようとする。

だが、描かれる手法は、民間の活力の活用とともに、日本の社会的特性として美化される、家庭や近隣、職場や地域社会の連帯である。現代社会が、家庭の崩壊、機能の喪失、地域社会の解体を通じて、社会的連帯がうすれ、家庭や地域社会が担っていた機能を、社会に、つまりは国に委ねるようになったのであり、職業的連帯も、共同体の崩壊に帰因するものも国家の機能の拡大の中で生じたものであり、共同体の崩壊に帰因する連帯は稀薄化せざるをえないものであり、国家機能の拡大によるものは国家機能の縮小へと進めば、その再編が行なわれざるをえず、連帯もその機能の変化することが予想される。とすれば、第二次臨時行政調査会が期待する像は、民間の活力の活用と適正な負担による福祉社会の実現に偏らざるをえないであろう。

前述の見解では、最小限の行政の守備範囲として、義務教育を最大のものとする教育が描かれ、現行の大学制度、国立大学の数と私立大学へ

「放置された子ども」

「放置された子ども」

の補助金については再検討の対象とされるべきであるとする。

この見解からは、高校・大学の数が増え、総体として把握すれば、高校や大学が期待される効果を挙げ得ていないとするものである。

(6)

従来、教育に関しては、経済的効率、財政的効率の概念はなじまないものとされた。

しかし、「行政改革」が、「行政の簡素化」を掲げ、行政の責任領域の見直しを企図している。私がとりあげてきた、学童保育のように、法的に整備されていない分野ではもちろん行政の責任領域からはみ出ているものとの見解が示されるし、教育のように行政の責任領域内にとどまりうるものであっても、「効率」の概念が適用されることが予想される。

イリノイ大学のマクマホン教授<sup>⑩</sup>は、教育財政が、非効率で不公正であるとの立場から、効率と公正の実現を可能とする条件を明らかにしようとする。彼は、非効率を教育への投資の浪費とし、不公正を教育機会の不均等の継続と定義し、下級諸学校での教育が大学教育の低下を招いていることを考えて、焦点を下級学校の教育財政に当てようとする。財政力に富む州や地区では、教育施設や有能な教師の採用・招聘、持続的雇用のために資金を投じうるが、財政力に乏しい所ではそうしたことができず、大学へ入学するチャンスを奪ってしまい、その州や地区の所得が上昇しにくいとする。

彼は、もし教育が効率で公正であれば、①教育は生産性の成長が減速してもエネルギー集約的手段をもたらし、②余暇の利用により生活の質を高め、③将来の収入を増大させ、適切に所得が分配されるであろう可能性を高めることを可能にすると言う。

とりわけ、大学の入学に対する自然科学専攻への忌避や、中等教育レベルでのドロップアウトが、エネルギー集約的手段の創出を困難にするとともに、早い時期でのドロップアウトは余暇の多様な拡がりを困難にし、余暇が社会的必要をボランティアの型で満たすことも困難にし、専門的能力の向上なくしては個人所得の上昇も期待できないと彼は考える。

アメリカの教育における、ドロップアウトの激増は、社会の問題であり、政治的問題とさえなっているにしても、ここに掲げられた三項目が、人格の発達に関連が弱く、社会的関係を取り結ぶ中での、人間像の形成が問題となりえないのである。

有機的な社会的結合による、人間の生涯にわたる発達ではなく、個人が人生をいかほどエンジョイできるかに焦点が当てられているのである。

あの「人的能力開発論」が、国家的レベルでの人材の適切配置を実現するために、社会的に最も必要とされるものを頂点に、社会的に有用であるとされる能力の形成に向けて、学校と人材（人的資本）としての個人の結びつきを層化し、そのことを通じて学校や学部の社会的評価を定めていった。

人間を断片的な能力をもつ素材と見做し、その素材の適正配置を求める限り、人間を人格的存在とみなしえない。それ故に、マクマーホンは、学力や志向を社会的経済的地位と深くかかわるものであり、この制約からまぬがれないものとしており、教育予算における、上級学校と下級学校、更には成績上位者と下位者に対する配分や、貯政能力による財源の多少の是出の域を出ないものである。

奇しくも、「行政改革」を口にする人々が脚光をあびた繊維産業が、衰微した後も行政機構だけが残されていることを指摘するように、配分ではなく、能力を全人格的に把握する方向こそが、こうしたジレンマから脱け出す方途であり、社会を民主的・文化的・平和的に担える主権者の育成の道ではなかるうか。

#### 註

- ① 伊ヶ崎暁生「少年非行を考える④」（「生活ジャーナル」一九八二年五月号所収）参照
  - ② 伊ヶ崎暁生「少年非行を考える②」（「生活ジャーナル」一九八二年一月・二月合併号所収）参照
  - ③ 成瀬龍夫「非行・学力問題の経済的基礎」（「経済」一九八二年一〇月号所収）参照
  - ④ 「学警協力体制」が構築される経緯は、「人づくり政策」と緊密に結びついている。一九六一年八月の国会での池田首相の「青少年の健全育成は国づくりの根幹である」との発言をふまえて、警察は青少年対策を非行化防止から「健全育成対策」へと改めている。一九六〇年に少年警察活動要綱を制定し、少年法が規定する、犯罪少年、触法少年、真犯少年の外に、児童福祉法による福祉のための措置を要する要保護少年とともに、自己又は他人の徳性を害する行為をしている不良行為少年を少年警察活動に加えるとともに少年警察活動を担当させる警察官（≡少年補導官）を設け、一九六二年にはボランティアによる少年補導委員制度を設けるとともに、警察を中心とした少年補導センターや学校警察連絡協議会、職場警察連絡協議会が設けられた。
- 少年警察活動要綱の定める「不良行為少年」の曖昧な定義で、少年警察活動の範囲を恣意的に拡大し、「青少年の健全育成」を名目に、地域（≡少年補導委員）、学校、職場で少年の行動を監視する体制を作あげたのである。それ故に、「学警協力体制」は、ここで考察するように、少年の人権を軽視し、教育的

「放置された子ども」

「放置された子ども」

配慮を欠くものとならざるをえない。(寺村恒郎「少年非行と警察の役割」丸木政臣ほか編「非行・教育・少年法」所収参照)  
⑤ 落語家になりそこねボードビリアン修業中の嘉門達夫の自作自演の歌である。「文化祭で歌うたるわ」、「校内放送で流そう」、「学校のキャンプの歌集りに」と中・高校生に受け、「ヤンキー」たちは応援歌と喜び、よう観察していると少年補導のおばさんまでも買っていくという。(「朝日新聞」一九八三年七月二十七日朝刊)

その歌詞は次のようである。

「ヤンキーの兄ちゃん は ツバを吐く

ヤンキーの兄ちゃん は 眉毛そる

ヤンキーの兄ちゃん は ソリコミいれる

ヤンキーの兄ちゃん は 短いパーマあてる

ヤンキーの兄ちゃん は カーデガン着る

ヤンキーの兄ちゃん は 斜めになった眼鏡かける

ヤンキーの兄ちゃん は 集団で歩く

ヤンキーの兄ちゃん は ガニ股で歩く

ヤンキーの兄ちゃん は 祭りになるとやたら出て来る

ヤンキーの兄ちゃん は パッソルに股拡げて乗る

ヤンキーの兄ちゃん は ウンコすわりする

ヤンキーの兄ちゃん は 二十六ぐらいの足に二十二・五ぐらいの婦人ものサンダルはく

別に ヤンキーでもいいんちゃうの」

本学で、この歌詞の「ヤンキー」と「ヤンキーの兄ちゃん」の字句を伏せ、そこからの印象と「ヤンキー」に該当する字句を入れさせてみた(N1136)。歌を知らない者を含めての正答は114であり(正答率で83.8%)、「ヤンキー」なるものがかなり知られており、この歌詞に描かれるところからの人間像に対する印象では、①集団で行動する、徒党を組む45人 ②目立ちたがる 37人 ③近寄りがたい、近付きたくない 33人 ④哀れである、可哀相である 31人 ⑤恐い、恐そうである恐ろしい 15人 ⑥可愛い 14人 ⑦やさしい 13人 ⑧存在を敢えて主張したがる 11人 ⑨子どもっぽい、幼稚である 10人 ⑩弱い人間である 10人、以下、淋しがり屋だ、他人迷惑である、虚勢をはる、気が弱い、自分を表現する方法を知らない、無気力である、やる気がない、不潔だ・きたならない、不快感を与える、落ちこぼれである、良い子である等々があげられている。

また、彼女らの眼に映る、女性ヤンキー像は、髪の毛を金色に染めたり、抜色したりしており、長めの黒や茶色のタイト・スカートを着、かかとの高いつ

かけやヒールを履き、ヒールの音をかん高くてながら足早に歩き、セカンド・バッグを持ち、派手な赤・紫・ピンクの服を愛用し、普通のもちものを持ちたがらず、厚化粧をし、気怠そうにタバコをふかして、ヤンキーの兄ちゃんといっしょにウニコすわりをしているというものであった。時には、ラメ入りの服を着、不安定な足許で靴音を響かせながら、ヤンキーの兄ちゃんと連れだって歩きまわる。その化粧は、いかにも化粧をしていることを誇示するかの如きものであり、一部のものは、見慣れぬ小道具を携帯するようである。他方、黒っぽい色彩が「モフクルック」として静かなブームとなっている中で、派手な上着と黒っぽいスカートとヤンキーの女性のファッションは異様に目立つ。

⑥ 『ジュリスト』増刊総合特集「青少年——生活と行動」（一九八二年五月刊）所収の座談会。座談会は「成人社会への異議申立て」と題されているが、出席者が「内申書裁判」の原告（保坂展人氏）と公立中学校三年の生徒三名、公立高校二年の生徒一名と演劇を志す十八歳の男性の六名で、座談会の主題が学校教育、とりわけ中学校教育への異議に限定されている。

⑦ 「不透明社会の青少年たち（座談会）」（前掲『ジュリスト』増刊号所収）。座談会の出席者は、東京の区部の公立中学校教諭二名（男女各一名）、神奈川県普通科の高校教諭一名、定時制高校（工業科）の教諭（司会者）、私塾の主宰者一名である。

⑧ 「第二次臨時行政調査会第一次答申」参照

⑨ 産業計画懇談会「驚くべき行政の現状と改革の方途」（一九八一年一月十日）

⑩ Walter. W. McMahon "Efficiency and Equity Criteria for Educational Budgeting and Finance" in Walter. W. McMahon and Terry G. Geske ed. "Financing Education——Overcoming Inefficiency and Inequity"